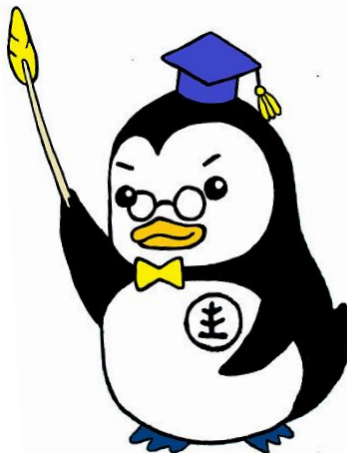


令和5年度指定障害福祉サービス事業者等に対する集団指導 心神喪失者等医療観察制度について



松山保護観察所
社会復帰調整官室

本日の流れ

- 心神喪失者等医療観察制度の歴史的背景について
- 心神喪失者医療観察制度の概要について
- 心神喪失者等医療観察制度における処遇について
 - ①審判（生活環境調査）
 - ②入院処遇（生活環境調整）
 - ③地域処遇（精神保健観察）
 - ④関係機関との連携



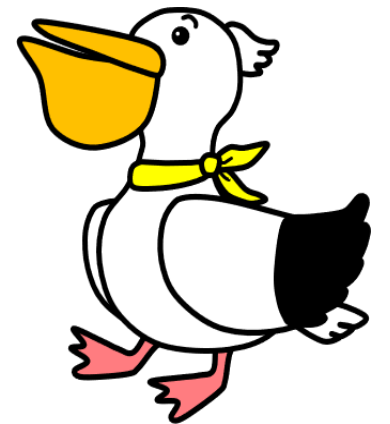
医療観察制度施行に至るまでの経緯

- 平成13年6月 「附属池田小事件」
(大阪池田小児童等無差別殺傷事件)
- 平成14年3月 閣議決定
- 平成15年7月 医療観察法公布
- 平成17年7月 施行

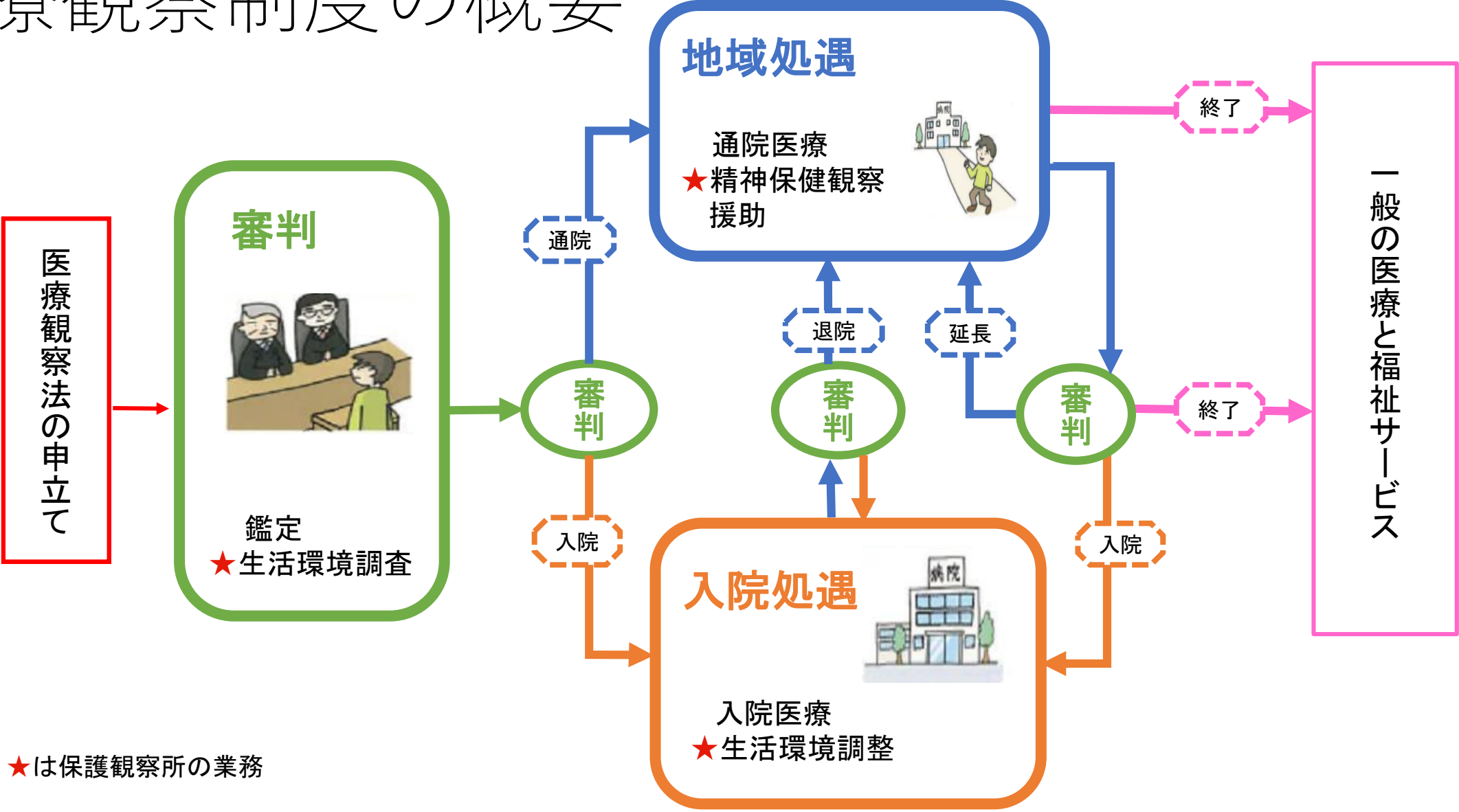


医療観察制度の概要

- 対象となる者
刑法第39条に規定される者等
- 対象となる6つの罪種
医療観察法第2条に定義される行為
- 3つの特徴
①裁判所による決定、②手厚い医療、③保護観察所による処遇
- 3つの処遇段階 ※（ ）内は保護観察所の業務、役割。
 - ①鑑定入院（生活環境調査）
 - ②入院処遇（生活環境調整）
 - ③地域処遇（精神保健観察）



医療観察制度の概要



医療観察制度の処遇について

①審判（生活環境調査）

- 審判の目的
医療観察法による入院又は通院の決定
- 主な関係機関
鑑定人（鑑定医）、保護観察所（社会復帰調整官）
裁判所（合議体）、検察官、付添人（弁護士）
- 主な判断材料
鑑定書、生活環境調査結果報告書、意見書（検察官、付添人）
- 3つの要件
①疾病性 ②治療反応性 ③社会復帰促進（阻害）要因



医療観察制度の処遇について

②入院処遇（生活環境調整）

- 入院処遇の目的

専門的な医療により病状の改善を図り、生活環境調整を行うことで退院後に円滑な通院継続を目指す

- 主な関係機関

指定入院医療機関、保護観察所等

- 入院処遇の特徴

- ①裁判所による判断、②司法病棟における医療
- ③保護観察所による生活環境の調整



医療観察制度の処遇について

③地域処遇（精神保健観察）



- 地域処遇の目的（精神保健観察期間は原則 3 年間）
医療観察法の通院が終了した後も、一般の精神科医療と障害福祉サービスによって、再発防止、社会復帰を目指す
- 主な関係機関
指定通院医療機関、保護観察所、県市町
障害福祉サービス事業者等
- 地域処遇の特徴
医療、精神保健観察、援助の 3 本柱

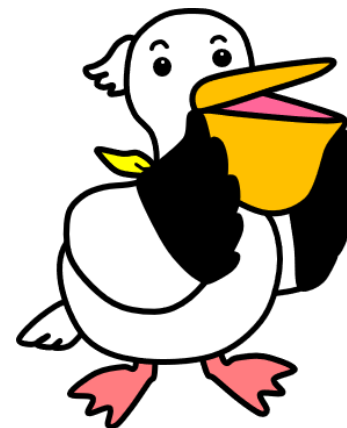


医療観察制度の実際

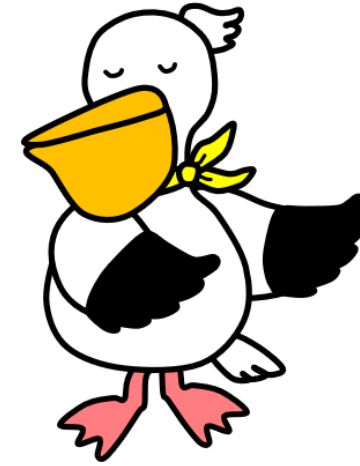
④関係機関との連携 その1

～入院処遇～

障害福祉サービス事業者に対する協力要請・連携構築
(指定通院医療機関・グループホーム・相談支援事業所・
訪問看護ステーション・保健所・就労継続支援B型事業所)



医療観察制度の実際



④関係機関との連携 その2

～地域処遇～

医療観察制度における障害福祉サービスの役割・支援の在り方
(指定通院医療機関・グループホーム・相談支援事業所・
就労継続支援B型事業所・保健所・デイケア)

- ・ケア会議を定期的を実施
- ・本人の目標と課題について、関係機関と情報共有

通院医療（月2回）・訪問看護（週1回）
デイケア参加（週2回）・就労継続支援B型（週2回）
本人の希望「ゆくゆくは一般就労をしたい」



ご聴講いただき、ありがとうございました。

「医療観察制度」について、ご理解いただければ、幸いです。

お疲れ様でした～

